

地方消費税交付金(社会保障財源化分)の使途

消費税率の改定に伴う地方消費税交付金の増収分は、消費税法第1条第2項に規定する「社会保障施策に要する経費」に充てることとされています。

令和5年度の「南大隅町一般会計決算」における社会保障施策経費への充当状況については、以下のとおりです。

(歳入)
・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 88,101 千円

(歳出)
・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられている施策に要する経費 562,795 千円

単位:千円

事業名		経費	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	町債	その他	地方消費税交付金(社会保障財源交付金)	その他
社会福祉	重度心身障害者医療費助成事業	21,210	10,553	0	0	10,000	657
	自立支援給付事業	282,469	210,966	0	0	60,000	11,503
	保育所措置事業	259,116	219,287	13,200	0	18,101	8,528
合計		562,795	440,806	13,200	0	88,101	20,688